

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時：平成29年3月22日（水）

午前10時から

場所：行政庁舎9階 第一会議室

配布資料

- 資料1-1 第12次鳥獣保護管理事業計画書（案）
- 資料1-2 パブリックコメント等の意見・回答
- 資料2-1-1 第四期宮城県ニホンザル管理計画（案）
- 資料2-1-2 県民意見募集（パブリックコメント）までの修正
- 資料2-1-3 パブリックコメント等の意見・回答
- 資料2-2-1 第三期宮城県イノシシ管理計画（案）
- 資料2-2-2 県民意見募集（パブリックコメント）までの修正
- 資料2-2-3 パブリックコメント等の意見・回答
- 資料2-3-1 第二期宮城県ニホンジカ管理計画（案）
- 資料2-3-2 県民意見募集（パブリックコメント）までの修正
- 資料2-3-3 パブリックコメント等の意見・回答
- 資料2-4-1 第三期宮城県ツキノワグマ管理計画（案）
- 資料2-4-2 県民意見募集（パブリックコメント）までの修正
- 資料2-4-3 パブリックコメント等の意見・回答
- 資料3 温泉部会に係る許可状況一覧

1 開会

（始めに、事務局が開会にあたり、配布資料の確認が行われ、環境生活部渡部次長が挨拶を行った。）

2 挨拶（渡部次長）

本日は年度末の大変お忙しい中、自然環境保全審議会に御出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、委員の皆様方には、日頃から本県の自然環境保全の推進について、格別の御理解と御支援を賜っていることに対し、改めて感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から6年が経過した。この間、道路・鉄道などの社会インフラや医療介護施設などの復旧はほぼ完了し、観光客入込数も震災前の水準を取り戻しつつある。

しかしながら、未だ仮設住宅などで避難生活を余儀なくされている方々があり、県では災害公営住宅整備を着実に進めるとともに、移転先での新たなコミュニティを支援するなど、被災者の方々が安心して暮らせる生活環境の確保に全力で取り組んでいる。

一方、自然環境に目を転じますと、壊滅的な被害を受けた沿岸域においても、蒲生千潟のように回復が進み、野鳥が戻りつつある地域もあり、改めて自然の再生力に驚きを覚えている。

本日の審議会は、「第12次鳥獣保護管理事業計画案」及び4種類の「特定鳥獣管理計画案」についてとしている。この議事は、先月の審議会でご審議をいただいております。本日はその審議結果をふまえた修正案を用意しているので、ご審議をお願いします。

また、報告事項として、今年度で開催された温泉部会に係る処分状況についての御報告をさせていただきますこととしている。

忌憚のない御意見や御提言をお願い申し上げ、簡単ではあるが開会の挨拶とする。本日はよろしくお願
いする。

(事務局より定足数の報告が行われ、委員23人中16名が出席しており、宮城県自然環境保全審議会条
例第6条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、審議案件につい
ては公開、温泉部会からの報告については、法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開
となることを説明した。)

事務局：以降の進行について、西村会長に願います。

3 審議事項

西村会長：では、審議事項に入りたいと思う。

はじめに、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画(案)について、事務局から説明願う。

事務局：(資料に従い説明)

西村会長：只今の事務局からの説明について御質問・御意見を願います。

小林委員：パブリックコメントの資料差し替えについて、裏返すと見にくいという理由であれば、資料2-
4-3も差し替えたほうがよいのでは。

資料1-1 7ページ ②利用施設の整備における、鉤取野鳥の森の維持管理について、ホーム
ページで見たが表示されないものがある。管理は平成33年度まで続くようだがその当たりにつ
いて説明をお願いしたい。

資料1-1 37ページ 図において、説明では、相談窓口から陰性であれば国立環境研究所に
行き、陽性であれば、一気に北海道大学に矢印が飛ぶというような内容だった。

最後に、自然保護課のホームページで、例えば蒲生干潟の再生事業など現在も続いているような
印象のものもあり、修正が必要ではないか。

事務局：パブリックコメントに関する、資料1-2の修正版については、意見数の欄に抜けている箇所があ
ったので修正したもの。資料が見つらいという点については、今後の参考としたい。

鉤取野鳥の森については、平成26年度に整備し維持管理してきた。ホームページについては、蒲
生の点も踏まえて確認し改善する。

鳥インフルエンザの流れについて、もう一度見直して、適切な表現に修正する。

西村会長：修正すべき点は、ホームページも含めて、適切に対応願う。他に意見・質問等はあるか。

永広委員：目次のページ数に誤りがある。例えば、資料1-1 第5など。

資料1-1 41ページ 「東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故」とある

が、東日本大震災を原因とする事故という表現は誤りで、東北地方太平洋沖地震とそれによる津波によって生じた結果が東日本大震災であるから、この箇所の表記としては、例えば東日本大震災の一部を成す発電所の事故などとすべきではないか。

事務局：目次については修正する。

震災部分の表現については、どのような表現が適切か検討させていただきたい。

西村会長：（震災部分の表現について）できれば具体的に助言をもらっておいた方がよいのではないか。

永広委員：例えば、東日本大震災の一部をなす東京電力福島第一原子力発電所の事故など。原子力発電所の事故は東日本大震災の一部であるという表現になっていれば良い。

西村会長：主旨については十分理解できたと思う。修正箇所については、再度確認をしつつ進めていただきたい。他に意見・質問等はあるか。

玉手委員：事業計画案について異論はない。

資料1-2 パブリックコメントの修正対応で×としている部分について、特にNo5, 12, 13, 15の意見について、検討課題と思うが、今後の対応が重要。特にNo12は、県単位でないと解除ができない問題ではあるが、隣接県も同様の問題を抱えていることから、連携して国への対応を検討すべき。

事務局：No12について、イノシシの国の出荷制限指示の解除要件は県単位で、県ではモニタリングを継続している。市町村では検体を確保するのが難しい実情もあるが、全国知事会などでも解除要件を緩和してほしいという意見もでている。県としては、今後もモニタリング継続し、基準値の動向を確認しながら解除について国に働きかけていきたい。

西村会長：モニタリングについては継続ということであるから、その動向を踏まえ、隣接県・関係機関と連携し、適切に働きかけを続けていただきたい。他に意見・質問等はあるか。

尾形委員：資料1-1 14ページ ハクビシンについて、今回、色麻町が追加になっている。ハクビシンは外来種で被害が多い。ネズミと同じ処遇にできないかと以前話したことがあるが、その際は、環境省に確認してからという回答であった。ところが、環境省の方に確認すると、宮城県で決めてよいという回答であった。ハクビシンについては農作物ばかりでなく、生活環境被害や人体への被害も生じており害が非常に大きい。また、役所に対応を願いすると、動物愛護の精神が強く、ハクビシンを捕まえても山林に放すという対応になり、再び繁殖し被害が増大するという状況である。

事務局：ハクビシンは外国から入ったということではあるが、時期が早く、特定外来種にはなっていない。

普通の国内の鳥獣と同様の対応となっている。ネズミと同様の処理ができないかということだが、この点については、国で定めており、県で独自に指定というかたちにはなっていないかと認識している。この点については、なお確認する。今回、小型のものであれば、免許なくとも箱穴でとれるようになっており、ある程度要望に沿うように前進していると思われる。なお、要望については、必要に応じて環境省に相談していきたい。

西村会長：健康被害も発生しているのであれば、被害状況を確認し適切に対応願いたい。他に意見・質問等はあるか。

村上委員：ハクビシンは町の寺・文化財等に多く住み着いている。尾形委員の意見に同調する。環境省が県に任せるといっているのであれば、長年いるので国内の普通の鳥獣と同様というのではすっきりしない。ここである程度方向性を決めても良いのではないかと、箱わなを認めれば良いというわけでもないのではないかと。文化財への被害も非常に大きい。普通の犬・猫と異なり捕獲が大変であり、捕獲したとしても山に放すのであれば、逆に増える一方である。宮城県がこのような対応なのか、他県の状況なども回答願いたい。

事務局：ネズミのように許可なく獲れるというのは、鳥獣保護法の中で、環境省令で定めるものであるから、環境省に相談する必要がある。捕獲したものの対応については、処分して構わないが、処分方法については残虐にならないように配慮することとなっている。放すことについては、場所によっては問題になることもあると思われる。

西村会長：ハクビシンの対応については、制度的な整理や、被害状況の確認、国への対応も含めて別の機会に議論をさせていただければと思う。他に意見・質問等はあるか。

委員：なし

西村会長：それでは、第12次鳥獣保護管理事業計画案については、必要な修正を加えることを条件に原案を了承する旨を知事に答申して構わないか。

委員：異議なし

西村会長：次に、議事（2）「次期特定鳥獣管理計画（案）について」、審議する。
事務局から説明願う。

事務局：（資料に従い説明）

西村会長：只今の事務局からの説明について御質問・御意見を願います。

早坂委員：パブリックコメントのスケジュールについてお伺いしたい。かなりタイトなスケジュールの中でコメントが寄せられているが、ほとんどが関係機関のものからであった。これでは関係機関への照会であって真のパブリックコメントとは言えるのか疑問である。一般の方々からの意見はあったのか。無かったのであれば、アナウンスの方法や期間に問題があったのではないか。

事務局：2月15日から1ヶ月間、3月14日までパブリックコメントを実施した。ホームページの掲載や、県政情報センター・各合同庁舎（仙台除く）の情報公開コーナーで公開した。アナウンス方法としては、ホームページのトップページや県政記者クラブへの投げ込みを行った。結果としては、パブリックコメントとしての意見はなかった。今回の意見は、市町村や関係機関からのものとなっている。

西村会長：パブリックコメントの期間については、様々な意見があると思うが、手順としては必要な内容は実施している。今後、より多くの意見をもらえるように工夫していく必要がある。また、鳥獣保護管理については、被害情報を集められる状況についても工夫していただきたい。他に意見・質問等はあるか。

永広委員：ニホンザル管理計画 44ページ 「6. 県内における狩猟免許交付者数の推移」について、1行目に「交付者数の推移」とあるが、図16は割合であり絶対数ではない。また、2段落目で「若年層で狩猟免許保持者が増加」とあるが免許保持者数も絶対数でのデータがなく不十分。この点について、イノシシ管理計画 16ページには「狩猟免許種別所持者数」という図が掲載されていることから、先ほどの1行目についてはこの図を引用し、2段落目については2つの図を引用することとすれば良いのではないか。

西村会長：この点については、指摘どおり修正をお願いしたい。他に意見・質問等はあるか。

小林委員：ニホンザル管理計画 13ページに被害面積、被害量、被害金額の図がある。被害面積と被害量・被害金額の傾向が必ずしも一致していない。その理由を、12ページの記載内容に加えるべきではないか。また今理由が分かれば回答願いたい。

事務局：サルが被害を及ぼす野菜・果樹等の単価が異なることから、必ずしも被害面積・被害量・被害額の傾向は一致しない。

西村会長：回答の内容をP12に書き加えるということをお願いしたい。

大越委員：今回の対象生物の表記に関する問題だが、ニホンジカのみ以下シカとするとあるが、その他はそれようになっていない。何か理由はあるのか。ニホンジカについてシカと表示するのであれば、資料2-3-1の27ページにはニホンジカと表記されているが、これはシカで良いのではないか。

事務局：他の計画と表記の相違が生じている理由としては、前回計画の表記方法を踏襲したためである。また、ニホンジカとシカが混在している理由としては、参考文献の表記に沿ったために混在する結果となっているが、御指摘の27ページの表記については、こちらの確認不足であり修正する。

西村会長：27ページについては、修正願います。大越委員にお伺いしたいが、他の計画についても表記を統一すべきとお考えか。

大越委員：理由があれば伺いたいという主旨だったので、必ずしも他の計画について表記を合わせるべきということではない。

事務局：ニホンジカをシカという表記にした経緯については確認するが、現状では、特に意味を持たせたものとは認識していない。

西村会長：統一するか否かについては確認の上対応することとしたい。

伊藤委員：ニホンザル管理計画 1ページ 平成26年からニホンザル管理計画となり、保護を削除している。本文中においても、「保護管理事業を継続する必要があるため、「第四期宮城県ニホンザル管理計画」を策定する。」とあるが、保護を削除している理由や経緯を教えていただきたい。

事務局：平成26年度に環境省で鳥獣保護法を鳥獣保護管理法と改正した。その際、生息数の増加や生息地の拡大により、管理が必要な鳥獣を第二種特定鳥獣と位置づけ、その管理に関する計画を第二種特定鳥獣管理計画、逆に、生息数が減少や生息地が縮小し保護が必要な鳥獣について、第一種特定鳥獣と位置づけ、その保護に関する計画を第一種特定鳥獣保護計画とし、名称を整理した。その内容に沿って宮城県では、4種の鳥獣の管理計画については、どの鳥獣についても人との軋轢が生じていることから、第二種特定鳥獣と位置づけて第二種特定鳥獣管理計画としている。

西村会長：質問がなければ、質疑を終了したい。次期特定鳥獣管理計画案については、確認・修正を条件として原案を了承することとして知事に答申してよろしいか。

委員：異議なし

西村会長：次に、4報告「温泉部会に係る処分状況について」は、傍聴者がいないのでそのまま進行する。益子部会長から説明をお願いします。

益子部会長：(資料に従い説明)

西村会長：意見・質問等はあるか。

委員：なし

西村会長：5 その他について事務局や委員から何かあるか。

委員・事務局：なし

西村会長：以上で、議事・報告事項を終了とする。円滑な議事の進行に御協力いただき感謝する。

事務局：西村会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会の一切を終了いたします。